

令和3年5月12日

お客様各位

名古屋高速道路公社

名古屋高速道路における特大車への還元措置の実施について（ご案内）

平素より名古屋高速道路をご利用いただき誠にありがとうございます。

名古屋高速道路は、本年5月1日(土)0時より、これまでの均一料金制から対距離料金制を基本とした新たな料金体系へ移行いたしました。

また、上記にあわせて、これまでの2車種区分から周辺の高速道路と同じく5車種区分へ変更いたしました。

これに伴い、特大車の車種間比率はこれまでより大きく増加することから、車種区分の円滑な移行を図るため、下記措置を講じることといたしましたのでお知らせします。

記

1. 実施措置 下記2の対象車における名古屋高速道路ご利用料金の15%分をご利用月の翌々月に還元いたします
2. 対象車 特大車（ETCコーポレートカードでのご利用が対象となります）
3. 実施期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日のご利用分まで

※5月のご利用に対する上記還元措置は、6月のご利用に対する翌月7月中旬のご請求時にあわせて行います。

※名古屋高速道路のご利用に係るお客様へのご請求につきましては、これまでどおりご利用月の翌月に東日本／中日本／西日本高速道路(株)より行います。

※上記還元措置が適用される場合は、当該内訳書を名古屋高速道路公社からお送りさせていただきます。（請求書とは別便とさせていただきます）

※本ご案内は、本年1月から3月までの3ヶ月間に、ETCコーポレートカードで特大車区分となる車両にて名古屋高速道路をご利用いただいた実績のあるお客様へお送りしております。

【お問合せ先】

名古屋高速お客様センター

電話 052-919-3200

受付時間 9:00～19:00（年末年始を除く）